

日時：令和6年3月29日（金） 14:00～  
場所：市役所本庁舎9階 顧問室

## 令和5年度 第3回 公園の指定管理者の選定委員会

### 次 第

#### 1. 議 事

第1号議案 令和6年度の指定管理者の公募について

資料1 公園及び公園施設の指定管理者の公募について

資料2 公募公園に関する要項

- ・募集要項（資料2-1）
- ・共通仕様書（資料2-2）
- ・施設概要（公園毎）（資料2-3）

資料3 非公募公園に関する要項

- ・申請要項（資料3-1）
- ・業務仕様書（資料3-2）

#### 2. その他



公園の指定管理者の選定委員会  
委員名簿

令和5年10月1日現在

氏名	所属・役職	区分
朝廣 和夫	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授	学識者 (緑部門) 【委員長】
愛智 ゆみ	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 顧問	利用者代表
古賀 竜介	日本公認会計士協会北部九州会会員 (公認会計士)	学識者 (経営部門)
小谷 みどり	シニア生活文化研究所 代表理事	学識者 (霊園部門)
三嶋 良英	日本公認会計士協会北部九州会会員 (公認会計士)	学識者 (経営部門)
宮本 信太郎	福岡市住宅都市局公園部長	行政

敬称略 50音順 (行政を除く)



## 公園の指定管理者の選定委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公園及び公園施設を運営・維持管理する指定管理者の選定等の手続に関する要綱第3条に基づいて設置する公園の指定管理者の選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(委員会の目的)

第2条 委員会では、次の事項について、参考となる意見を収集する。

- (1) 指定管理者の募集要項に関すること。
- (2) 指定管理者の選定基準に関すること。
- (3) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (4) 管理運営業務等に係る評価基準に関すること。
- (5) 管理運営業務等に係る評価に関すること。
- (6) その他住宅都市局長（以下局長という。）が必要と認める事項。

2 委員会では、意見収集を次の公園を対象に行う。

- (1) 東平尾公園
- (2) 舞鶴公園
- (3) 友泉亭公園
- (4) 楽水園
- (5) 松風園
- (6) アイランドシティ中央公園
- (7) 小戸公園
- (8) 生の松原海岸森林公園
- (9) かなたけの里公園
- (10) 平尾霊園
- (11) 三日月山霊園
- (12) 西部霊園
- (13) 鴻巣山緑地
- (14) 高宮南緑地

(委員)

第3条 委員の人数は、10人以下とする。

- 2 委員会の委員の選任に当たっては、指定管理者の選定及び事業評価に当たり必要となる専門的知識又は経験を有する者の起用に留意するものとする。
- 3 委員は別途設置する「公園及び公園施設の指定管理者の選定委員会」の委員を兼任できる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。

(委員会)

第5条 局長は、委員から意見を収集するため、委員会を開催することができる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会に専門的事項に関し知識を有する者の出席を求めることができる。

(会議の公開, 非公開)

第6条 委員会は、原則として公開とする。

ただし、その内容が、福岡市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当する事項に関するものであるとき又は会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときはこの限りでない。

2 会議を開催するときは、あらかじめ委員会の名称、日時、場所、議題、公開・非公開の別、その他必要な事項を公表する。

3 第1項の規定に基づき会議を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 公開による会議は、委員長の許可を得て、これを傍聴することができる。この場合においては、傍聴者に対し、会議の資料（非公開情報に該当する部分を除く。）を提供するものとする。

5 会議に係る傍聴の手続等については、局長が定める。

6 指定管理者の選定及び事業評価過程における公正性、透明性を確保するため、会議の議事録を作成しなければならない。

7 選定の過程及び評価の過程については、会議終了後、議事録等により選定及び評価結果と併せて速やかに公表するものとする。

(委員等の責務)

第7条 委員、その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(雑則)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年10月1日から施行する。

## ■福岡市情報公開条例 抜粋

平成14年3月28日施行

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方三公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (4) 市の機関及び国等(国, 独立行政法人等, 他の地方公共団体, 地方独立行政法人及び地方三公社をいう。以下同じ。)の内部又は相互間における審議, 検討又は協議に関する情報であつて, 公にすることにより, 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ, 不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え, 若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて, 公にすることにより, 次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査, 検査, 取締り, 試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし, 若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約, 交渉又は争訟に係る事務に関し, 市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し, その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し, 公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
- (6) 法令等若しくは福岡市議会会議規則(昭和33年福岡市議会規則第1号)の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により, 公にすることができないと認められる情報

(附属機関等の会議の公開)

第38条 附属機関等の会議は, これを公開するものとする。ただし, その会議における審議の内容が, 非公開情報に該当する事項に関するものであるとき, 又は許可, 認可等の審査, 行政不服審査, 紛争処理, 試験に関する事務等に係るものであつて, 会議を公開することにより, 当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは, この限りでない。



公園及び公園施設の指定管理者の選定委員会  
並びに公園の指定管理者の選定委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公園及び公園施設の指定管理者の選定委員会に関する要綱第6条第4項の規定並びに公園の指定管理者の選定委員会に関する要綱第6条第4項の規定に基づき、公園及び公園施設の指定管理者の選定委員会並びに公園の指定管理者の選定委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(受付)

第2条 委員会の会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の開催の15分前までに、整理番号票（様式第1号）の交付を受けなければならない。

(定員)

第3条 委員会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ委員会の委員長（以下「委員長」という。）が定めるものとする。

- 2 傍聴希望者が定員を超えるときには、申込先着順によって傍聴人を決するものとする。  
ただし、選定委員会の議事により、傍聴希望者が多数になると予想される場合には、事前に公表したうえで、抽選により傍聴者を決することができる。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、委員会の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、委員会の会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- (9) その他、庁舎管理規則等関係規程を遵守し、事務局職員の指示に従うこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、委員長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、委員会が傍聴を認めない議題に関する議事等を行おうとするときは、速かに会場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 委員長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、委員長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度委員長が決するものとする。

附 則

この要領は、平成22年6月30日から施行する。

この要領は、平成27年5月28日から施行する。

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

公園及び公園施設の指定管理者の選定委員会

整理番号票 NO.

傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、係員の求めに応じて提示してください。